

資料2-30 挥発性有機化合物排出施設の種類別内訳（平成29年3月31日現在）

令別表番号	施設種類	施設数	割合 (%)
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	41	27.3
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	40	26.7
2	塗装施設	28	18.7
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	15	10.0
3	塗装の用に供する乾燥施設	9	6.0
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	8	5.3
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	5	3.3
5	接着の用に供する乾燥施設	4	2.7
合計		150	100.0

令別表とは、大気汚染防止法施行令別表第1の2のことです。